

予防技術検定模擬テスト

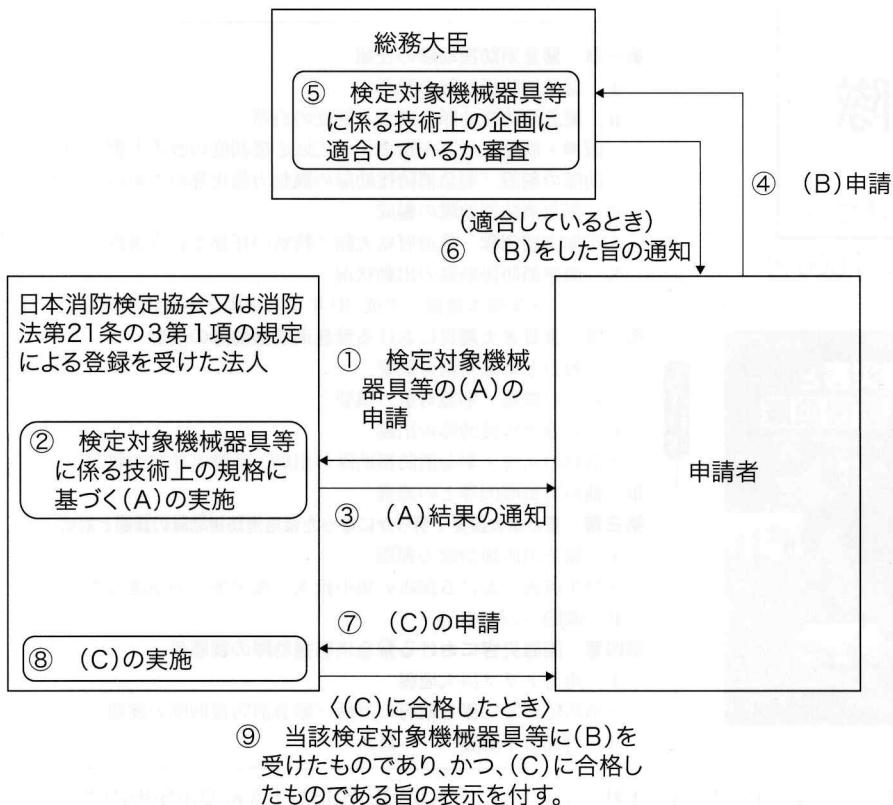
—解説付—

NO.165

[共通] 問 1 消防法においては市町村条例で定めることとされている火災の予防に関する事項又は基準があるが、市町村条例で定めることとされていないものを次のうちから一つ選びなさい。

- (1) かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項
- (2) 住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項
- (3) 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準
- (4) 指定数量未満の危険物を貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準

[消防設備] 問 1 次の図は、検定対象機械器具等について検定を行う場合における消防法令上の手続きを表したものである。A、B、Cに当たる用語の組み合わせとして消防法令上適切であるものを選びなさい。なお、図中の①～⑨までの番号は手続きの順番を示す。



[消防設備] 問 2 令別表第1(4)項に掲げる防火対象物にスプリンクラー設備を設置する場合において、スプリンクラーヘッドを設ける必要がない部分として消防法令上誤っているものを一つ選びなさい。ただし、当該防火対象物には、規則第13条第3項第11号の規定に適合する居室や廊下は存しないものとする。

- (1) 避難階段又は特別避難階段以外の階段
- (2) 便所
- (3) エレベーターの機械室
- (4) 直接外気に開放されている廊下

[防火査察] 問 1 消防法(以下「法」という。)第8条の2及び第8条の2の5に関する記述のうち、誤っているものは次のうちどれか。

- (1) 法第8条の2第1項に規定する統括防火管理者が形式的に定められているが政令で定める資格を有していないと認めたので、同法第5項に基づき消防長名で管理について権原を有する者全員に対し、統括防火管理者選任命令を発動した。
- (2) 法第8条の2第5項に基づく統括防火管理者選任命令を発動したにもかかわらず統括防火管理者が履行期限内に選任されないので、罰則を適用するために管理について権原を有する者全員を同命令違反として告発した。
- (3) 法第8条の2の5第1項に規定する自衛消防組織が形式的に置かれているが、政令等で定める自衛消防組織の編成に係る要件を満たしていないと認めたので、同法第3項に基づき消防署長名で管理について権原を有する者に対し自衛消防組織設置命令を発動した。
- (4) 法第8条の2の5第3項に基づく自衛消防組織設置命令を発動したにもかかわらず自衛消防組織が設置されず、引き続き、火災が発生したならば人命に危険であると認めたので、消防長名で法第5条の2第1項に基づき権原を有する関係者に対し、当該防火対象物の使用停止命令を発動した。

ル」69頁「第2章現場活動 第1節現場活動要領 第14活動隊員の汚染検査・除染及び被ばく状況の記録等2隊員の除染」参照)。

〔国民保護〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) 国民保護法第97条第7項参照。
 (2) 武力攻撃災害の兆候を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は消防吏員、警察官もしくは海上保安官に通報しなければならない(国民保護法第98条第1項参照)。
 (3) 国民保護法第103条第1項及び同法施行令第28条第1項第1号参照。
 (4) 国民保護法第104条第1項参照。
 (5) 市町村長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、警戒区域を設定することができる(国民保護法第114条第1項参照)。

〔無線工学〕

問1 答 (3)

〔警防〕

問1 答 (2)

解説 かぎ付はしご、ロープ等を使用するときは、堅固な支持物を利用する。

消防司令問題

〔消防法規〕

問1 答 (2)

- 解説 (1) 設置者が市町村に限定されるため、誤り。
 (2) 正しい。
 (3) 必要があるため、誤り。
 (4) 義務を負わないため、誤り。
 (5) 該当するため、誤り。

〔人事管理〕

問1 答 (1)

- 解説 (1) 正しい。
 (2) 禁止されるため、誤り。
 (3) 禁止されないため、誤り。
 (4) 掲示できないため、誤り。
 (5) 反対も禁止されるため、誤り。

〔地方自治制度〕

問1 答 (3)

- 解説 (1) 正しい。
 (2) 正しい。
 (3) 執行機関でない議会には委任できないため、

誤り。

(4) 正しい。

(5) 正しい。

〔救急〕

問1 答 (1)

解説 間違ったことが実施されたが、患者には変化がなかった場合⇒インシデント(改訂第9版救急救命士標準テキスト上巻365頁(表III-1-31)に記載のとおり)。

問2 答 (1), (3)

解説 改訂第9版救急救命士標準テキスト上巻、頁数は以下括弧内のとおり

- (2) Access routes “勧められる現場までのルートと退去方向(298頁表III-1-6)
 (4) 設置場所は、危険区域外で現場の近傍かつ安全な場所とする。(300頁)
 (5) 搬送待機所に移動された後、搬送順位が決定される(搬送トリアージ)。(300頁)

問3 答 (2), (3), (5)

解説 (1) 平成20年に對前年比で減少しており、以来12年ぶりに減少した。

(4) 一般市民による除細動件数は、対前年比で減少している。

(令和3年版 救急・救助の現況)参照。

〔警防〕

問1 答 (2)

解説 指揮本部長は、状況判断に基づき、時機を逸せず明確に活動方針を決定し、一度決心したら多少状況の変化があっても変えない。また、状況が変化した場合は、遅滞なく事態に対応しなければならない。

予防技術検定模擬テスト解答

〔共通〕

問1 答 (3)

解説 法第9条。「かまど、風呂場その他火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備の位置、構造及び管理に関し火災の予防のために必要な事項」の他、「こんろ、こたつその他火を使用する器具又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある器具の取扱いに関し火災の予防のために必要な事項」、「その他火の使用に関し火災の予防のために必要な事項」について、政令で定める基準に従い市町村条例で定めるとされている。

- (1) 法第9条の2第2項。「住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準その他住宅における火災の予防のために必要な事項」についても、政令で定める基準に

従い市町村条例で定めるとされている。

- (2) 法第9条の3第1項。圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質については、高圧ガス保安法や液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律等の他法令において、貯蔵等を行う場合の基準が定められているため、消防法においては、消防機関がこれらの物質の所在を把握し、適切に査察指導や消火活動等が行えるように、これらの物質を貯蔵し、又は取り扱う者に対して、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならないとされているのみであり、条例において同基準を定めるともされていないため、誤り。
- (3) 法第9条の4第2項。指定数量未満の危険物、指定可燃物その他火災危険性の大きい物品については、同条第1項において「貯蔵及び取り扱いの技術上の基準」、同条第2項において「貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準」は市町村条例で定めるとされている。なお、第2項は、平成15年に三重県で発生した固形化燃料（RDF）発電所爆発火災事故及び栃木県で発生したタイヤ工場火災のような指定可燃物又はそれと同等の危険性状を有する物品が原因となった産業事故災害の発生を踏まえ、平成16年の消防法改正において追加されたものである。

〔消防設備〕

問1 答 (4)

解説 検定対象機械器具等については、検定をし、法第21条の9第1項の規定による表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、また、検定対象機械器具等のうち消防の用に供する機械器具又は設備にあっては、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならないとされている。本設問は、検定をして、当該表示が付されるまでの手続きの順序を問うものである。

検定は、「日本消防検定協会又は消防法第21条3第1項の規定による登録を受けた法人（以下「協会等」という。）が行う試験」（法第21条の3）、「総務大臣による型式承認」（法第21条の4）、「協会等が行う型式適合検定」（法第21条の7、法第21条の8）、という順で行われ、型式適合検定に合格した検定対象機械器具等に、当該検定対象機械器具等は型式承認を受けたものであり、かつ、型式適合検定に合格したものである旨の表示が付されることになる（法第21条の9）。

以上のことから、正しい選択肢は(4)となる。

なお、「型式適合検定」については、従来「個別検定」と規定されていたが、平成22年5月に実施された公益法人事業仕分けにおいて、「検定」について自主検査・民間参入拡大に向けた「見直し」等の評価結果が出されたことを踏まえ、平成24年の消防法改正により名称が改められた。

問2 答 (1)

解説 スプリンクラーヘッドの設置場所については、令第12条第2項第1号において、スプリンクラー設備の設置が義務付けられている防火対象物のうち、令第12条第1項第2号に掲げる防火対象物（劇場等で舞台部の床面積に応じてスプリンクラー設備が義務付けられる防火対象物の舞台部）、同項第5号に掲げる防火対象物（天井の高さ及び延べ面積に応じてその設置が義務付けられているラック式倉庫）及び同項第8号に掲げる防火対象物（指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱っている量に応じてその設置が義務付けられている建築物等における当該指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱う部分）以外のものについては、総務省令で定める部分に設けることとされている。規則第13条第3項において、当該総務省令で定める部分は、次の各号に掲げる部分以外の部分とすると規定されている。同項各号にはスプリンクラーヘッドを設けても初期消火があまり期待できない場所、スプリンクラーヘッドを設けることにより二次災害が発生するおそれのある場所、防火区画等により延焼防止が期待できる場所等が掲げられており、これらの部分以外の部分にスプリンクラーヘッドを設ければよいとされている。

- (1) 規則第13条第3項第1号。令別表第1(4)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分に設けられる場合は、避難階段又は特別避難階段に限るとされているため、誤り。なお、昭和49年以前は、すべての用途において階段（避難階段又は特別避難階段以外の階段も含む。）にスプリンクラーヘッドの設置が免除されていたが、千日デパートビル火災や大洋デパートビル火災などの当時の火災の教訓を踏まえ、避難及び消火活動をより円滑に行うため、令別表第1(2)項、(4)項及び(16の2)項に掲げる防火対象物の用途に供される部分に設けられるものにあっては、避難階段及び特別避難階段以外の階段にはスプリンクラーヘッドを設けることとされた（消防法施行規則の一部を改正する省令の施行について（昭和49年12月2日消防予第133号、消防安第129号）参照）。
- (2) 規則第13条第3項第1号。正しい。
- (3) 規則第13条第3項第3号。正しい。
- (4) 規則第13条第3項第6号。正しい。

〔防火査察〕

問1 解答 (2)

解説 (1) 法及び逐条解説消防法により正しい。

(2) 法第8条の2第5項に基づく統括防火管理者選任命令に従わなかった者に対する罰則規定は設けられておらず、同命令違反で告発することはできないので誤り。なお、同命令違反により火災予防上具体的な危険性があると認める場合等は、法第5条の2第1項に基づく使用停止命令等を発動することができる。